

令和6年4月号

春木交番だより



愛知警察署
0561-39-0110

春の全国交通安全運動

～4月6日から15日までの10日間～

新年度を迎え、真新しいランドセルを背に元気な姿で登校するこどもや新社会人となった若者のフレッシュな姿を見かけるようになります。

しかし、この時期は、不慣れな交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配される時期でもあります。

県民一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。



自転車の通行ルール

○自転車は、車道を走行

※普通自転車は、次の場合に歩道通行できます

- ・道路標識や道路標示がある
- ・運転者が児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障がある身体障害がある者

○車道は左側を通行

(自転車は原則、車道の左側通行です)

○ヘルメットの着装が努力義務化されています



本年の刑法犯認知件数 (令和6年1月1日から2月29日まで)

春木交番管内の刑法犯認知件数は23件(前年比±0件)であり、
主な刑法犯認知件数は以下のとおりです。※暫定値

- | | | | |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| ○住宅対象侵入盗 | 0件(−1件) | ○自動車盗 | 0件(±0件) |
| ○自転車盗 | 0件(−1件) | ○オートバイ盗 | 0件(±0件) |
| ○車上ねらい | 0件(±0件) | ○部品ねらい | 1件(+1件) |
| ○愛知署管内の特殊詐欺(豊明市、東郷町、日進市、長久手市) | 7件 | | |